

付 錄

付 錄 1

関係告示・技術的助言等

●関係告示

【耐火構造】

1. 建設省告示第1399号（平成12年5月30日） 133

【1時間準耐火構造】

2. 国土交通省告示第253号（平成27年2月23日） 139

【準耐火構造】

3. 建設省告示第1358号（平成12年5月24日） 145

【防火構造】

4. 建設省告示第1359号（平成12年5月24日） 152

【壁等】

5. 国土交通省告示第250号（平成27年2月23日） 154

●技術的助言等

6. 住指発第59号（昭和41年2月3日）

耐火構造の指定について（抄） 159

7. 国住指第570号（平成28年5月25日）

耐火構造の構造方法を定める件等の一部を改正する件の施行について（技術的助言） 160

8. 国住指第4470号（平成29年3月22日）

耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件等の施行について（技術的助言） 171

●改正告示案に関する意見募集の結果

9. 耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）等の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について（平成28年3月30日） 174

10. 耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）の一部を改正する告示案等に関する意見募集の結果について（平成29年3月21日） 178

【耐火構造】

1. 建設省告示第1399号（平成12年5月30日）

| | |
|------|--------------------------|
| 改正 | 平成16年 9月29日国土交通省告示第1177号 |
| 改正 | 平成17年 6月 1日国土交通省告示第 569号 |
| 改正 | 平成26年 8月22日国土交通省告示第 861号 |
| 改正 | 平成28年 3月30日国土交通省告示第 538号 |
| 最終改正 | 平成29年 3月21日国土交通省告示第 201号 |

耐火構造の構造方法を定める件

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を次のように定める。

第1 壁の構造方法は、次に定めるもの（第二号へ及び第五号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が2時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次のイからチまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成13年国土交通省告示第1372号第2項の基準によるものにあっては、防火上支障のないものに限る。第5及び第6を除き、以下同じ。）、鉄骨鉄筋コンクリート造（鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが平成13年国土交通省告示第1372号第2項の基準によるものにあっては、防火上支障のないものに限る。第5及び第6を除き、以下同じ。）又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが3cm未満のものを除く。）で厚さが10cm以上のもの

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが4cm以上の鉄網モルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが5cm以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

ニ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が8cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5cm以上のもの

ホ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが3.5cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

ヘ 木片セメント板の両面に厚さ1cm以上モルタルを塗ったものでその厚さの合計が8cm以上のもの

ト 軽量気泡コンクリートパネルで厚さが7.5cm以上のもの

チ 中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部分にパーライト又は気泡コンクリートを充填したもの

ので、厚さが 12 cm 以上であり、かつ、肉厚が 5 cm 以上のもの

二 令第 107 条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が 1 時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、前号に定める構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが 7 cm 以上のもの

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが 3 cm 以上の鉄網モルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが 4 cm 以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

ニ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が 5 cm 以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが 4 cm 以上のもの

ホ コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造又は石造で肉厚及び仕上材料の厚さの合計が 7 cm 以上のもの

ヘ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(1) 強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を 95% 以上、ガラス繊維の含有率を 0.4% 以上とし、かつ、ひる石の含有率を 2.5% 以上としたものに限る。以下同じ。）を 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42 mm 以上のもの

(2) 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36 mm 以上のものの上に厚さが 8 mm 以上の纖維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を張ったもの

(3) 厚さが 15 mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50 mm 以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの

三 令第 107 条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、前号に定める構造とすることとする。

四 令第 107 条に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が 2 時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、第一号に定める構造とすることとする。

五 令第 107 条に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が 1 時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造とすること。

ロ 第二号イからホまでのいずれかに該当する構造とすること。

ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ第二号ヘ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆（屋外側の防火被覆が(1)又は(2)に該当するものにあっては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張った場合又はモルタル若しくはしっくいを塗った場合に限る。）が設けられた構造とすること。

六 令第 107 条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそ

れのある部分の構造方法にあっては、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

- ロ 気泡コンクリート又は纖維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）の両面に厚さが3mm以上の纖維強化セメント板（スレート波板及びスレートボードに限る。）又は厚さが6mm以上の纖維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を張ったもので、その厚さの合計が3.5cm以上のもの

七 令第107条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあっては、前号に定める構造とすることとする。

第2 柱の構造方法は、次に定めるもの（第三号ニに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が3時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、小径を40cm以上とし、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが6cm未満のものを除く。）

- ロ 鉄骨を塗厚さが8cm（軽量骨材を用いたものについては7cm）以上の鉄網モルタル、厚さが9cm（軽量骨材を用いたものについては8cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが9cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの

二 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が2時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイ又はロに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

- ロ 小径を25cm以上とし、かつ、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する構造とすること。

(1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが5cm未満のものを除く。）

(2) 鉄骨を塗厚さが6cm（軽量骨材を用いたものについては5cm）以上の鉄網モルタル、厚さが7cm（軽量骨材を用いたものについては6cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが7cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの

(3) 鉄骨を塗厚さが4cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの

三 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が1時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

- ロ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造

ハ 鉄骨を塗厚さが4cm（軽量骨材を用いたものについては3cm）以上の鉄網モルタル、厚さが5cm（軽量骨材を用いたものについては4cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが5cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの

ニ 鉄骨（断面積（mm²で表した面積とする。第4第三号ニにおいて同じ。）を加熱周長（mmで表した長さとする。第4第三号ニにおいて同じ。）で除した数値が6.7以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが9mm以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

- (1) 吹付け厚さが35mm以上の吹付けロックウール（かさ比重が0.3以上のものに限る。）
- (2) 厚さが20mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が0.35以上のものに限る。）に限る。）
- (3) 厚さが35mm以上の軽量気泡コンクリートパネル

ホ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5cm以上のもの

第3 床の構造方法は、次に定めるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 令第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が2時間加えられた場合のものに限る。）に適合する床の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

- イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが10cm以上のもの
- ロ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が8cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5cm以上のもの
- ハ 鉄材の両面を塗厚さが5cm以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

二 令第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合のものに限る。）に適合する床の構造方法は、次のイからニまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

- イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが7cm以上のもの
- ロ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が5cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが4cm以上のもの
- ハ 鉄材の両面を塗厚さが4cm以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

ニ 厚さが100mm以上の軽量気泡コンクリートパネル

第4 はりの構造方法は、次に定めるもの（第三号ニに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有效地に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が3時間加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

- イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが6cm未満のものを除く。）
- ロ 鉄骨を塗厚さが8cm（軽量骨材を用いたものについては7cm）以上の鉄網モルタル、厚さが9cm（軽量骨材を用いたものについては8cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが9cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの
- ハ 鉄骨を塗厚さが5cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの
- 二 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が2時間加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当することとすることとする。
- イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが5cm未満のものを除く。）
- ロ 鉄骨を塗厚さが6cm（軽量骨材を用いたものについては5cm）以上の鉄網モルタル、厚さが7cm（軽量骨材を用いたものについては6cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが7cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの
- ハ 鉄骨を塗厚さが4cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの
- 三 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が1時間加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当することとする。
- イ 前号に定める構造
- ロ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造
- ハ 鉄骨を塗厚さが4cm（軽量骨材を用いたものについては3cm）以上の鉄網モルタル、厚さが5cm（軽量骨材を用いたものについては4cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが5cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの
- ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で3面から加熱されるものにあっては6.1以上、その他のものにあっては6.7以上のH形鋼に限る。）に第2第三号ニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの
- ホ 床面からはりの下端までの高さが4m以上の鉄骨造の小屋組で、その直下に天井がないもの又は直下に不燃材料又は準不燃材料で造られた天井があるもの

第5 令第107条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- 二 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造
- 三 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入ガラスで造られたもの
- 四 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ4cm以上のもの
- 五 軽量気泡コンクリートパネル

第6 令第107条第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次の各号のいずれかに該当することとする。

付録 1 関係告示・技術的助言等

1. 建設省告示第 1399 号

- 一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- 二 無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造
- 三 鉄材によって補強されたれんが造、石造又はコンクリートブロック造
- 四 鉄造

附則

- 1 (略)
- 2 昭和 39 年建設省告示第 1675 号は、廃止する。
- 3 この告示の施行の際現に存する建築物の部分で、この告示による改正前の昭和 39 年建設省告示第 1675 号に適合しているものについては、この告示の施行後も、なお耐火構造であるものとみなす。

【1時間準耐火構造】

2. 国土交通省告示第253号（平成27年2月23日）

改正 平成28年 3月30日国土交通省告示第 539号
改正 平成28年 3月31日国土交通省告示第 563号
最終改正 平成29年 3月21日国土交通省告示第 202号

主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の 主要構造部の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の3第1項第一号ロの規定に基づき、主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を次のように定める。

第1 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

- 一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の2の3第1項第一号ロ(1)及び(2)に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。
 - イ 耐火構造（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。
 - ロ 1時間倒壊等防止認定構造（特定避難時間が1時間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物の主要構造部（法第27条第1項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法をいう。以下同じ。）（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。
- ハ 間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(7)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとすること。
 - (1) 平成12年建設省告示第1399号第1第二号ヘ(1)から(3)までのいずれかに該当するもの
 - (2) 厚さが12mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）を2枚以上張ったもの
 - (3) 厚さが8mm以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの
 - (4) 厚さが16mm以上の強化せっこうボード
 - (5) 厚さが12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの
 - (6) 厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上の強化せっこうボードを張ったもの
 - (7) 厚さが35mm以上の軽量気泡コンクリートパネル
- ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にハ(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。
- ホ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）第2条、単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）第2条又は直交集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）

第2条に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。)を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 当該壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(i) 接合部のうち木材で造られた部分の片側(当該壁が面する室内において発生する火災による火熱が当該壁の両側に同時に加えられるおそれがある場合にあっては、両側。以下同じ。)の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(一)又は(二)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(一) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤(以下単に「接着剤」という。)として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂(以下「フェノール樹脂等」という。)を使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが12mm以上の場合に限る。)

4.5 cm

(二) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが21mm以上の場合に限る。) 6 cm

(ii) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。

(iii) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。

(2) 当該壁を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(i) 主要構造部である壁のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、(1)(i)(一)又は(二)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(一)又は(二)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面((ii)において「残存断面」という。)について、令第82条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

(ii) (i)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第94条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(3) 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

二 令第129条の2の3第1項第一号ロ(2)に定める基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 1時間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 前号ハ又はニに定める構造とすること。

ニ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 壁の厚さが、次の(i)又は(ii)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(i)又は(ii)に掲げる値以上であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが12mm以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナの厚さが12mm以上で、かつ、加熱面の表面から4.5cmの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 7.5cm

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが21mm以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナの厚さが21mm以上で、かつ、加熱面の表面から6cmの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 9cm

三 令第129条の2の3第1項第一号ロに定める基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 1時間倒壊等防止認定構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ハ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に次の(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)から(7)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1) 平成12年建設省告示第1399号第1第二号へ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆 ((1)又は(2)に該当するものにあっては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張った場合又はモルタル若しくはしっくいを塗った場合に限る。)

(2) 厚さが18mm以上の硬質木片セメント板

(3) 塗厚さが20mm以上の鉄網モルタル

(4) 塗厚さが20mm以上の鉄網軽量モルタル（モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の8%以下のものに限る。以下同じ。）

(5) 第一号ハ(7)に該当するもの

(6) 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板の上に厚さが10mm以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの

ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分にハ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで作ったものを除く。）とすること。

ホ 第一号ホに定める構造とすること。

四 令第129条の2の3第1項第一号ロ(2)及び(3)に定める基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 1時間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 前号ハ又はニに定める構造とすること。

ニ 第二号ニに定める構造とすること。

第2 令第129条の2の3第1項第一号ロ(1)に定める基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 耐火構造とすること。
- 二 1時間倒壊等防止認定構造とすること。
- 三 第1第一号ハ(2)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - イ 令第46条第2項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。
 - ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和62年建設省告示第1901号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「2.5cm」とあるのは「4.5cm」と、同号ロ中「3cm」とあるのは「6cm」と読み替えるものとする。第4第三号ロにおいて同じ。
 - ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和62年建設省告示第1902号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「2.5cm」とあるのは「4.5cm」と、同号ロ中「3cm」とあるのは「6cm」と読み替えるものとする。第4第三号ハにおいて同じ。
- ニ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第3 令第129条の2の3第1項第一号ロ(1)及び(2)に定める基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

- 一 耐火構造とすること。
- 二 1時間倒壊等防止認定構造とすること。
- 三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
 - (1) 厚さが12mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下「合板等」という。）の上に厚さが12mm以上のせっこうボード、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの
 - (2) 厚さが12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又はせっこうを塗ったもの
 - (3) 厚さ40mm以上の木材
 - (4) 畳（ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。）
 - ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
 - (1) 厚さが12mm以上のせっこうボードを2枚以上張ったもの（その裏側に厚さが50mm以上のロックウール（かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。）を設けたものに限る。）
 - (2) 厚さが12mm以上の強化せっこうボードを2枚以上張ったもの
 - (3) 厚さが15mm以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さが50mm以上のロックウール又は

グラスウールを設けたものに限る。)

- (4) 厚さが12mm以上の強化セッコウボードの上に厚さが9mm以上のロックウール吸音板を張ったもの

四 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

- (1) 接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(i)又は(ii)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(i)又は(ii)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが12mm以上の場合に限る。） 4.5cm

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが21mm以上の場合に限る。） 6cm

- (2) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。

- (3) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。

ロ 当該床を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

- (1) 主要構造部である床のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(i)又は(ii)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面（(2)において「残存断面」という。）について、令第82条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

- (2) (1)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第94条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

ハ 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第4 令第129条の2の3第1項第一号ロ(1)に定める基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

一 耐火構造とすること。

二 1時間倒壊等防止認定構造とすること。

三 第3第三号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第46条第2項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和62年建設省告示第1901号に定める基準に従って、

通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

- ハ 当該はりを有する建築物全体が、昭和62年建設省告示第1902号に定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
- ニ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第5 令第129条の2の3第1項第一号ロ(2)に定める基準に適合する軒裏の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるもの（第一号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

- 一 次のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
- イ 厚さが15mmの強化セッコウボードの上に金属板を張ったもの
- ロ 繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が16mm以上のもの
- ハ 第1第三号ハ(2)から(4)まで又は(6)のいずれかに該当するもの
- 二 野地板（厚さが30mm以上のものに限る。）及びたるきを木材で造り、これらと外壁（軒桁を含む。）との隙間に次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。
- イ 厚さが12mm以上の木材の面戸板の屋内側に厚さが40mm以上のしっくい、土又はモルタル（以下「しっくい等」という。）を塗ったもの
- ロ 厚さが30mm以上の木材の面戸板の屋内側又は屋外側に厚さが20mm以上のしっくい等を塗ったもの（屋内側にしっくい等を塗ったものにあっては、当該しっくい等が自立する構造とするものに限る。）

附則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

【準耐火構造】

3. 建設省告示第1358号（平成12年5月24日）

| | |
|------|---------------------------|
| 改正 | 平成13年 2月 1日国土交通省告示第 63号 |
| 改正 | 平成16年 3月 22日国土交通省告示第 334号 |
| 改正 | 平成16年 7月 7日国土交通省告示第 789号 |
| 改正 | 平成16年 9月 29日国土交通省告示第1172号 |
| 改正 | 平成19年 8月 10日国土交通省告示第1071号 |
| 改正 | 平成27年 2月 23日国土交通省告示第 256号 |
| 改正 | 平成28年 3月 30日国土交通省告示第 540号 |
| 改正 | 平成28年 3月 31日国土交通省告示第 564号 |
| 最終改正 | 平成29年 3月 21日国土交通省告示第 203号 |

準耐火構造の構造方法を定める件

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を次のように定める。

第1 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号ニ及びホに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第107条の2第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 1時間準耐火基準に適合する構造（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。
ロ 45分間倒壊等防止認定構造（特定避難時間が45分間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物の主要構造部（法第27条第1項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法をいう。以下同じ。）（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。

ハ 次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの

(1) 間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとすること。

(i) 平成27年国土交通省告示第253号（以下「1時間準耐火構造告示」という。）第1第一号ハ(1)、(3)又は(7)のいずれかに該当するもの

(ii) 厚さが15mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）

(iii) 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの

(iv) 厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの

(v) 厚さが7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ8mm以上せっこう plaster を塗ったもの

(2) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)又は(ii)に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

- (i) 1 時間準耐火構造告示第1第一号ハ(1)又は(3)に該当するもの
- (ii) (1)(ii)から(v)までのいずれかに該当するもの
- (3) 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
- (i) 塗厚さが 15 mm以上の鉄網モルタル
- (ii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 10 mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- (iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
- (4) 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(viii)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
- (i) 塗厚さが 20 mm以上の鉄網モルタル又は木ぞりしっくい
- (ii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 15 mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- (iii) モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が 25 mm以上のもの
- (iv) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が 25 mm以上のもの
- (v) 土蔵造
- (vi) 土塗真壁造で裏返塗りをしたもの
- (vii) 厚さが 12 mm以上のせっこうボードの上に亜鉛鉄板を張ったもの
- (viii) 厚さが 25 mm以上のロックウール保温板の上に亜鉛鉄板を張ったもの
- ニ 1 時間準耐火構造告示第1第一号ホに定める構造とすること。この場合において、同号ホ(1)(i)(一)中「4.5 cm」とあるのは「3.5 cm」と、同号ホ(1)(i)(二)中「6 cm」とあるのは「4.5 cm」と読み替えるものとする。第三号ホにおいて同じ。
- 二 令第107条の2第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。
- イ 1 時間準耐火基準に適合する構造とすること。
- ロ 45分間倒壊等防止認定構造とすること。
- ハ 前号ハに定める構造とすること。
- ニ 1 時間準耐火構造告示第1第二号ニに定める構造とすること。この場合において、同号ニ(1)(i)中「4.5 cm」とあるのは「3.5 cm」と、「7.5 cm」とあるのは「6.5 cm」と、同号ニ(1)(ii)中「6 cm」とあるのは「4.5 cm」と、「9 cm」とあるのは「7.5 cm」と読み替えるものとする。第四号ニ及び第五号ヘにおいて同じ。
- 三 令第107条の2に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。
- イ 1 時間準耐火基準に適合する構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。
- ロ 45分間倒壊等防止認定構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。
- ハ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に次の(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
- (1) 1 時間準耐火構造告示第1第三号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当するもの
- (2) 厚さが 12 mm以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの

(3) 木毛セメント板又はセッコウボードの上に厚さ 15 mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(4) モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が 25 mm以上のもの

(5) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が 25 mm以上のもの

(6) 厚さが 25 mm以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの

ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(2)(i)又は(ii)に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

(1) 1 時間準耐火構造告示第1第三号ハ(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(2) ハ(2)から(6)までのいずれかに該当するもの

ホ 1 時間準耐火構造告示第1第一号ホに定める構造とすること。

四 令第107条の2第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 1 時間準耐火基準に適合する構造とすること。

ロ 45 分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 前号ハ又はニに定める構造とすること。

ニ 1 時間準耐火構造告示第1第二号ニに定める構造とすること。

五 令第107条の2第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 45 分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 第三号ハ又はニに定める構造とすること。

ニ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に第三号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1) 厚さが 8 mm以上のスラグセッコウ系セメント板

(2) 厚さが 12 mm以上のセッコウボード

ホ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に第三号ニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分にニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

ヘ 1 時間準耐火構造告示第1第二号ニに定める構造とすること。

第2 令第107条の2第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

一 1 時間準耐火基準に適合する構造とすること。

二 45 分間倒壊等防止認定構造とすること。

三 第1第一号ハ(1)(ii)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第46条第2項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和62年建設省告示第1901号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この

場合において、同告示第一号イ中「2.5 cm」とあるのは「3.5 cm」と、同号ロ中「3 cm」とあるのは「4.5 cm」と読み替えるものとする。第4第三号ロにおいて同じ。

- ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和62年建設省告示第1902号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「2.5 cm」とあるのは「3.5 cm」と、同号ロ中「3 cm」とあるのは「4.5 cm」と読み替えるものとする。第4第三号ハにおいて同じ。
- ニ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第3 令第107条の2第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

- 一 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。
- 二 45分間倒壊等防止認定構造とすること。
- 三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
- イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
- (1) 厚さが12mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下「合板等」という。）の上に厚さが9mm以上のせっこうボード若しくは軽量気泡コンクリートパネル又は厚さが8mm以上の硬質木片セメント板を張ったもの
- (2) 厚さが12mm以上の合板等の上に厚さ9mm以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又はせっこうを塗ったもの。
- (3) 厚さが30mm以上の木材
- (4) 畳（ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。）
- ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
- (1) 1時間準耐火構造告示第3第三号ロ(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当するもの
- (2) 厚さが15mm以上の強化せっこうボード
- (3) 厚さが12mm以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さが50mm以上のロックウール（かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。）を設けたものに限る。）
- 四 1時間準耐火構造告示第3第四号に定める構造とすること。この場合において、同号イ(i)(ii)中「4.5 cm」とあるのは「3.5 cm」と、同号イ(i)(ii)中「6 cm」とあるのは「4.5 cm」と読み替えるものとする。

第4 令第107条の2第一号に掲げる技術的基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。
- 二 45分間倒壊等防止認定構造とすること。

三 第3第三号口(2)又は(3)に該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

- イ 令第46条第2項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。
- ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和62年建設省告示第1901号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。
- ハ 当該はりを有する建築物全体が、昭和62年建設省告示第1902号に定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
- ニ 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第5 屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第二号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第107条の2第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

- イ 耐火構造とすること。
- ロ 45分間倒壊等防止認定構造とすること。
- ハ 次に定める構造とすること。
 - (1) 不燃材料で造るか、又はふいたもの
 - (2) 屋内側の部分又は直下の天井に次の(i)から(vii)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの
 - (i) 厚さが12mm以上の強化せっこうボード
 - (ii) 厚さが9mm以上のせっこうボードを2枚以上張ったもの
 - (iii) 厚さが12mm以上のせっこうボード（その裏側に厚さが50mm以上のロックウール又はグラスウールを設けたものに限る。）
 - (iv) 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板
 - (v) 第1第三号ハ(2)から(6)までのいずれかに該当するもの
 - (vi) 塗厚さが20mm以上の鉄網モルタル
 - (vii) 繊維強化セメントト板（けい酸カルシウム板に限る。）を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が16mm以上のもの

ニ 屋内側の部分又は直下の天井に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

- (1) 第3第三号口(2)又は(3)に該当するもの
- (2) せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が21mm以上のもの
- (3) 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが9mm以上のロックウール吸音板を張ったもの

ホ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）第2条、単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）第2条又は直交集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）第2

条に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。)を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 当該屋根の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(i) 接合部のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(一)又は(二)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(一) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤((二)において単に「接着剤」という。)として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂を使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが12mm以上の場合に限る。) 2.5cm

(二) 接着剤として、(一)に掲げるもの以外のものを使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが21mm以上の場合に限る。) 3cm

(ii) 接合部にボルト、ドリフトビン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。

(iii) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。

(2) 当該屋根を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(i) 主要構造部である屋根のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、(1)(i)(一)又は(二)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(一)又は(二)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面((ii)において「残存断面」という。)について、令第82条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

(ii) (i)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第94条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(3) 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

二 令第107条の2第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。)の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。

ロ 45分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 前号ハ(2)(iv)又は(v)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

ニ 野地板(厚さが30mm以上のものに限る。)及びたるきを木材で造り、これらと外壁(軒桁を含む。)とのすき間に厚さが45mm以上の木材の面戸板を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第6 令第107条の2第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 耐火構造とすること。
- 二 45分間倒壊等防止認定構造とすること。
- 三 段板及び段板を支えるけたが木材で造られたもので、当該木材の厚さが6cm以上のもの又は次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすること。
 - イ 当該木材の厚さが3.5cm以上のもので、段板の裏面に第5第一号ハ(2)(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が施され、かつ、けたの外側の部分に第1第五号ニ(1)又は(2)(屋外側にあっては、第1第三号ハ(2)から(6)までのいずれか)に該当する防火被覆が設けられたもの
 - ロ 段板の裏面に第3第三号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、けたの外側の部分に第1第一号ハ(1)(ii)から(v)までのいずれか(屋外側にあっては、第1第三号ハ(2)から(6)までのいずれか)に該当する防火被覆が設けられたもの

附則

平成5年建設省告示第1453号は、廃止する。

【防火構造】

4. 建設省告示第1359号（平成12年5月24日）

| | |
|------|--------------------------|
| 改正 | 平成13年12月 5日国土交通省告示第1684号 |
| 改正 | 平成16年 7月 7日国土交通省告示第 787号 |
| 改正 | 平成16年 9月29日国土交通省告示第1173号 |
| 最終改正 | 平成28年 3月30日国土交通省告示第 541号 |

防火構造の構造方法を定める件

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。

第1 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第108条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次のいずれかに該当するもの（ハ(3)(i)(ハ)及び(ii)(ホ)に掲げる構造方法を組み合わせた場合にあっては、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分を、当該取合いの部分にちりぢやくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。
- イ 準耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。
- ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。
- (1) 屋内側にあっては、次のいずれかに該当するもの
- (i) 平成12年建設省告示第1358号第1第一号ハ(1)(iii)から(v)まで又は(2)(i)のいずれかに該当するもの
- (ii) 厚さ9.5mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）を張ったもの
- (iii) 厚さ75mm以上のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さ4mm以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの
- (2) 屋外側にあっては、次のいずれかに該当するもの
- (i) 平成27年国土交通省告示第253号第1第三号ハ(1)又は(2)に該当するもの
- (ii) 塗厚さが15mm以上の鉄綱モルタル
- (iii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ10mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- (iv) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
- (v) モルタルの上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が25mm以上のもの
- (vi) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が25mm以上のもの
- (vii) 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの
- (viii) 厚さが25mm以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの
- ハ 間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次のいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

- (1) 土蔵造
- (2) 土塗真壁造で、塗厚さが 40 mm以上のもの（裏返塗りをしないものにあっては、間柱の屋外側の部分と土壁とのちりが 15 mm以下であるもの又は間柱の屋外側の部分に厚さが 15 mm以上の木材を張ったものに限る。）
- (3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。
 - (i) 屋内側にあっては、次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 平成 12 年建設省告示第 1358 号第 1 第一号ハ(1)(i)又は(iii)から(v)までのいずれかに該当するもの
 - (ロ) ロ(1)(ii)又は(iii)に該当するもの
 - (ハ) 土塗壁で塗厚さが 30 mm以上のもの
 - (ii) 屋外側にあっては、次のいずれかに該当するもの (い)
 - (イ) 平成 27 年国土交通省告示第 253 号第 1 第三号ハ(1)又は(4)から(6)までのいずれかに該当するもの
 - (ロ) 塗厚さが 20 mm以上の鉄網モルタル又は木すりしつくい
 - (ハ) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 15 mm以上モルタル又はしつくいを塗ったもの
 - (ニ) 土塗壁で塗厚さが 20 mm以上のもの（下見板を張ったものを含む。）
 - (ホ) 厚さが 12 mm以上の下見板（屋内側が(i)(ハ)に該当する場合に限る。）
 - (ヘ) 厚さが 12 mm以上の硬質木片セメント板を張ったもの
 - (ト) 厚さが 15 mm以上の窯業系サイディング（中空部を有する場合にあっては、厚さが 18 mm以上で、かつ、中空部を除く厚さが 7 mm以上のもの）を張ったもの
 - (チ) ロ(2)(v)から(vii)までのいずれかに該当するもの

二 令第 108 条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあっては、次のいずれかに該当するものとする。

- イ 準耐火構造とすること。
- ロ 前号ロ又はハのいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

第 2 令第 108 条第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあっては、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 準耐火構造とすること。
- 二 土蔵造（前号に掲げる構造を除く。）
- 三 第 1 第一号ハ(3)(ii) ((イ)及び(ホ)から(ト)までに掲げる構造を除く。) に定める防火被覆が設けられた構造（前二号に掲げる構造を除く。）とすること。

附則

昭和 34 年建設省告示第 2545 号は、廃止する。

【壁等】

5. 国土交通省告示第250号（平成27年2月23日）

最終改正 平成28年 4月25日国土交通省告示第 707号

壁等の構造方法を定める件

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 21 条第 2 項第二号の規定に基づき、壁等の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 109 条の 5 に規定する技術的基準に適合する壁等の構造方法は、次に定めるものとする。

第 1 この告示は、3 階建て以下の建築物（倉庫その他の物品（不燃性の物品を除く。）を保管する用途に供する建築物を除く。）で、屋根の仕上げを不燃材料したものについて適用する。

第 2 壁等を構成する建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとすること。

一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合 次のイ及びロに適合するものであること。

イ 耐力壁である間仕切壁は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であること。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

(1) 鉄筋コンクリート造（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成 13 年国土交通省告示第 1372 号第 2 項の基準によるものにあっては、防火上支障のないものに限る。）、鉄骨鉄筋コンクリート造（鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが同項の基準によるものにあっては、防火上支障のないものに限る。）又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが 30 mm 未満のものを除く。）で厚さが 85 mm 以上のもの

(2) 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが 4 cm 以上の鉄網モルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

(3) 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが 3.5 cm 以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

(4) 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが 5 cm 以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

(5) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両面を、強化セッコウボード（ボード用原紙を除いた部分のセッコウの含有率を 95% 以上、ガラス繊維の含有率を 0.4% 以上とし、かつ、ひる石の含有率を 2.5% 以上としたものに限る。）を 3 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 63 mm 以上のもので覆ったもの。

ロ 防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとすること。

(1) 平成 27 年国土交通省告示第 249 号第一号ロ(2)の防火設備からの水平距離を火災継続予測時間が 90 分間以下の場合の数値とした場合において、防火設備の両面が同号ロ(2)に該当する場合 次の(i)から(iii)までに適合するものであること。

(i) 平成27年国土交通省告示第249号第一号イ(2)に規定する特定防火設備又は骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが 1 mm以上の鉄板及び厚さが 30 mm以上のケイ酸カルシウム板を張った防火戸（次の(一)及び(二)に適合するものに限る。）であること。

(一) 周囲の部分（防火設備から内側に 15 cm以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられていること。

(二) 防火設備が枠と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられていること。

(ii) 令第112条第14項第一号イからハまでに掲げる要件を満たし、かつ、防火上支障のない遮煙性能を有するとともに、常時閉鎖をした状態にあるもの以外のものにあっては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖をするものであること。

(iii) ラッチその他の開放防止機構を設けること。ただし、ドアクローザーの閉鎖力が、次式によって計算した数値以上である場合には、この限りではない。

$$F = \Delta P \cdot H_d \cdot B_d / 2$$

この式において、F、 ΔP 、 H_d 及び B_d は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F ドアクローザーの閉鎖力（単位 N）

ΔP 通常の火災時において防火設備に加わる平均圧力として建築物の階に応じて次の表に定める数値（単位 N/m²）

| | 1 階 | 2 階 | 3 階 |
|-----------------------------|-----|-----|-----|
| 地階を除く階数が 3 の建築物 | 30 | 25 | 50 |
| 地階を除く階数が 2 の建築物 | 20 | 25 | — |
| H_d 床から防火設備の上端までの高さ（単位 m） | | | |
| B_d 防火設備の幅（単位 m） | | | |

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次の(i)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが 1 mm以上の鉄板及び厚さが 30 mm以上のケイ酸カルシウム板を張った防火戸（(1)(i)の(一)及び(二)に適合するものに限る。）であること。

(ii) (1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

二 間仕切壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合 次のイからニまでに適合するものであること。

イ 間仕切壁は、次の(1)から(3)までのいずれか（耐力壁にあっては(1)に限る。）に該当する構造であること。

(1) 前号イに定める構造

(2) 間柱及び下地を鉄材で造り、かつ、その両面を、ケイ酸カルシウム板を 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 30 mm以上のもので覆ったもの

(3) 軽量気泡コンクリートパネルで、厚さが 75 mm以上のもの

ロ 柱は、耐火構造（令第107第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が 2 時間又は 3 時間加えられた場合のものに限る。）に適合するものに限る。）であること。

ハ はりは、耐火構造（令第107第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が 2 時間又

は 3 時間加えられた場合のものに限る。) に適合するものに限る。) であること。

ニ 防火設備は、前号ロに適合するものであること。

三 令第 129 条第 2 項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（開口部（床の開口部を除く。）に防火設備を設けたものに限る。）を構成する壁等により区画する場合 次のイからヌまでに適合し、かつ、壁等を構成する建築物の部分の接合部を防火上支障がない構造とすること。

イ 耐力壁である間仕切壁は、第一号イに定める構造であること。

ロ 非耐力壁である間仕切壁は、耐火構造であること。

ハ 外壁は、第一号イに定める構造であること。

ニ 柱は、前号ロに定める構造であること。

ホ 床（最下階の床を除く。）は、第一号イに定める構造（間仕切壁によって壁等で区画された部分（壁等により構成される室の部分を除く。第 3 において同じ。）と防火上有効に遮られている床にあっては、耐火構造）であること。

ヘ 最下階の床は、不燃材料（平成 12 年建設省告示第 1400 号に定めるものに限る。第 3 において同じ。）で造られたもの又は耐火構造であること。

ト はりは、前号ハに定める構造であること。

チ 屋根は、耐火構造であること。

リ 間仕切壁の開口部に設ける防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとすること。

(1) 平成 27 年国土交通省告示第 249 号第二号ロ(2)に該当する場合 次の(i)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 特定防火設備であること。

(ii) 第一号ロ(1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次の(i)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 次の(一)又は(二)に適合するものであること。

(一) 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが 24 mm 以上のケイ酸カルシウム板を張ったもの（第一号ロ(1)(i)の(一)及(二)に適合するものに限る。）であること。

(二) 第一号ロ(2)(i)に適合するものであること。

(ii) 第一号ロ(1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

ヌ 外壁の開口部に設ける防火設備は、特定防火設備であること。

第 3 第 2 第 3 号に掲げる場合には、壁等で区画された部分の一方と壁等により構成される室の部分の床面積の合計がそれぞれ 3,000 m² を超えず、かつ、壁等の室内の建築物の部分（壁等を構成する建築物の部分を除く。第 4 において同じ。）（延焼防止上支障のない建築設備を除く。）が不燃材料で造られたもの又は耐火構造（被覆材に可燃性の材料を含まないものに限る。以下第 3 において同じ。）（構造耐力上主要な部分である壁、柱及びはりにあっては耐火構造）であること。

第 4 壁等が、壁等以外の建築物の部分（第 2 第 3 号に掲げる場合には、壁等の室内の建築物の部分を除く。）とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法（延焼防止上支障がないものに限る。）のみで接するものであること。

第 5 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものであること。

- 一 第 2 第一号又は第二号に掲げる場合 壁等の両端及び上端は、建築物の外壁面及び屋根面から 2 m 以上突出させること。ただし、壁等を設けた部分の外壁又は屋根が、壁等を含み、耐火構造（壁等の部分と接する外壁の一方のみを耐火構造とする場合その他延焼防止上支障がある場合には、第 2 第一号イに定める構造。以下「耐火構造等」という。）又は防火構造の別に応じて次の表に掲げる式によって計算した幅にわたってこれらの構造（防火構造の場合最下階を除く。）である場合（次のイ及びロに該当する場合に限る。）においては、その部分については、この限りでない。
 - イ 外壁にあっては、屋外側の仕上げが不燃材料（防火構造の部分にあっては準不燃材料）でされ、開口部に特定防火設備（防火構造の部分にあっては建築基準法（以下「法」という。）第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備）が設けられていること。
 - ロ 耐火構造等の部分に接して軒裏、ひさしその他これらに類するものが設けられていないこと。

| 耐火構造等又は防火構造の別 | 幅（単位 m） |
|---------------|---------------------------------|
| 耐火構造等 | 4.6 (1-L) (3 を超える場合 3) |
| 防火構造 | 10 (1-0.5L) (6.5 を超える場合 6.5) |

この表において、L は壁等の両端又は上端を建築物の外壁面又は屋根面から突出させる幅（単位 m）を表すものとする。

二 第 2 第三号に掲げる場合 次のイからニまでに適合するものであること。

- イ 外壁が、壁等を構成する外壁の全てを含み幅 3 m 以上にわたって耐火構造であること。
- ロ 外壁（最下階を除く。）及び屋根が、壁等を構成する外壁及び屋根の全てを含みそれぞれ幅 6.5 m 以上にわたって防火構造であること。
- ハ 外壁（イ及びロに適合する耐火構造又は防火構造の部分に限る。）の屋外側の仕上げが不燃材料（防火構造の部分にあっては準不燃材料）でされ、開口部に特定防火設備（防火構造の部分にあっては法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備）が設けられていること。
- ニ イに適合する耐火構造の部分に接して軒裏、ひさしその他これらに類するものが設けられていないこと。

第 6 壁等で区画された部分の外壁面が壁等で区画された他の部分の外壁面となす角度が 90 度以上であること。この場合において、135 度以内の角度をなす外壁面が交差する部分からそれぞれ幅 10 m 以内のこれらの外壁面に、壁等で区画された部分と壁等で区画された他の部分の外壁面（第 2 第三号に掲げる場合には、壁等を構成する外壁面を除く。）がある場合においては、次の各号に適合すること。

- 一 当該 135 度以内の角度をなす外壁面を有する外壁のうち、耐火構造である部分（屋外側の仕上げが不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に特定防火設備が設けられている部分に限る。）以外の部分相互の水平距離が 5 m 以上であること。
- 二 当該 135 度以内の角度をなす外壁面を有する外壁のうち、防火構造である部分（屋外側の仕上げが準不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備が

設けられている部分に限る。)以外の部分相互の水平距離が10m以上であること。

第7 建築物に高さが異なる部分がある場合において、壁等を建築物の低い部分（以下「低い部分」という。）に設ける場合においては、当該壁等からの水平距離が5m以内で、かつ、低い部分の屋根面からの垂直距離が7m以下である建築物の高い部分（以下「高い部分」という。）の外壁（低い部分に面する部分に限る。）が耐火構造であり、かつ、屋外側の仕上げが不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に特定防火設備が設けられていること。ただし、低い部分（当該壁等で区画された部分のうち高い部分を含まない部分に限る。）の屋根で、高い部分からの水平距離が5m以下である部分が耐火構造であり、かつ、この部分に開口部がない場合においては、この限りでない。

第8 令第112条第15項の規定は給水管、配電管その他の管が壁等を貫通する場合に、同条第16項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合に準用する。

附則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

6. 住指発第59号（昭和41年2月3日）
耐火構造の指定について（抄）

住指発第59号
昭和41年2月3日
住指発第535号
改正 昭和45年11月30日

各特定行政庁建築主務部長宛

耐火構造の指定について（抄）

一般的な構造による耐火構造については、既に、昭和39年7月10日付け建設省告示第1675号によって指定されたとおりであるが、今般、別表に掲げる各構造について、昭和40年12月28日付け建設省告示第3513号～3551号によって個別に指定されたので通知します。（昭和40年12月28日付け官報号外第147号に掲載）今回指定された耐火構造についても、従来のものと同様に取り扱うこととするが、下記の点に留意されたい。

記

1 [略]（昭和45年11月30日住指発第535号により廃止）

2 外壁（非耐力壁）において耐火パネルを接合するための方立、無目等の金属製等の枠組は次のイ又はロに適合しなければならない。

イ 延焼のおそれのある部分にあっては厚さ1ミリメートル以上の鋼材、厚さ2ミリメートル以上のアルミニウム材、又は厚さ5ミリメートル以上の石綿スレート、石綿パーライト板、吹付石綿、吹付岩綿等の不燃材料で造られた層を四層以上重ねたもの。（吹付石綿については昭和62年に指定が取り消されている。ロにおいて同じ。）

なお、アルミニウム材のみで造られたものにあっては、各層の厚さの合計を10ミリメートル以上としなければならない。

ロ 延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、厚さ1ミリメートル以上の鋼材、厚さ2ミリメートル以上のアルミニウム材又は厚さ5ミリメートル以上の石綿スレート、石綿パーライト板、吹付石綿、吹付岩綿等の不燃材料で造られた層を二層以上重ねたもの。

なお、アルミニウム材のみで造られたものにあっては、各層の厚さの合計を5ミリメートル以上としなければならない。

3 外壁（非耐力壁）において延焼のおそれのある部分にあっては、耐火パネルを支持するための金属製取り付け金具は、鋼材で造らなければならない。ただし、他の材料で造られたものであっても、耐火上有効に被覆した場合にはこの限りでない。

別表 [略]

7. 国住指第570号（平成28年5月25日）
耐火構造の構造方法を定める件等の一部を改正する件の
施行について（技術的助言）

国住指第570号
平成28年5月25日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

耐火構造の構造方法を定める件等の一部を改正する件の施行について
(技術的助言)

耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）、主要構造部を木造と
することができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成27年国土交
通省告示第253号）、準耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1358号）
及び防火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1359号）の一部を改正する
件は、平成28年3月30日に公布、同日に施行された。

については、これらの告示の運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条
の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれでは、貴管内の特定行政庁指定及び貴都道府県知事指定の指定確認検査
機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この
旨通知していることを申し添える。

記

1. 制度の概要

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号、第7号の2、第8号及び建築基準法
施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の3第1項第1号ロの規定により、それぞれ
耐火構造、準耐火構造、防火構造及び一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（以下
「耐火構造等」という。）の構造方法については、一般的な基準として告示に定める仕
様か、国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないこととされている。

2. 告示改正の概要

今般、国土交通大臣の認定を受けた耐火構造等の壁の構造方法のうち、認定の実績

が多く、一般に普及しているものについて、一般的な基準として告示に定めることができるよう耐火構造等の検証を実施したところである。

当該検証の結果、一般的な基準として定めることができることが確認された仕様については、耐火構造の構造方法を定める件等を改正し、一般的な基準として追加することとした。また、これに併せ、所要の規定の整備を行ったところである。

(1) 認定を受けた仕様の追加

次に掲げる構造の区分に応じ、次の防火被覆の仕様を追加した。

① 「耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）」

| 壁の構造 | 間柱・下地 | 防火被覆 |
|---------|-------|---------------------------------------|
| 間仕切壁/外壁 | 木材/鉄材 | 強化セッコウボード15mm以上 + 軽量気泡コンクリートパネル50mm以上 |

② 「主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成27年国土交通省告示第253号）」

| 壁の構造 | 間柱・下地 | 防火被覆 |
|---------|-------|---|
| 間仕切壁/外壁 | 木材 | 軽量気泡コンクリートパネル35mm以上 |
| 外壁 | | 鉄網軽量モルタル（有機量8%以下。以下同じ。） 20mm以上 硬質木片セメント板12mm以上 + 鉄網軽量モルタル10mm以上 |

③ 「防火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1359号）」

| 壁の構造 | 間柱・下地 | 防火被覆 |
|------|-----------|--|
| 外壁 | 不燃材料以外の材料 | 硬質木片セメント板12mm以上 |
| | | 窯業系サイディング15mm以上 |
| | | 窯業系サイディング18mm以上（中空部を有する場合にあっては、中空部を除く厚さが7mm以上） |

(2) 防火被覆を組み合わせることの明確化

防火構造の防火被覆として準耐火構造の防火被覆を用いる場合など、より高い性能を有する構造方法の防火被覆を用いることができる旨を明確化した。

(3) 材料の名称の統一

JIS の表記との整合を図る観点から、次のとおり材料の名称を統一した。

- 「高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル」
→ 「軽量気泡コンクリートパネル」
- 「繊維混入ケイ酸カルシウム板」
→ 「繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）」
- 「岩綿保溫板」
→ 「ロックウール保溫板」

(4) その他

その他所要の規定の整備を行った。

3. 建築確認に際しての留意事項

建築確認に際しては、主要構造部の法適合性について、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表ニに規定する「耐火構造等の構造詳細図」に明示された「主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法」により本規定への適合について確認することとなる。これに関連する留意事項を以下に示すので、貴職における執務の参考とされたい。

（1）防火被覆の整理

一般の改正で耐火構造等の壁について仕様を追加したところであるが、「間柱及び下地」を「木材」に限定した仕様もあり、防火被覆の引用関係が複雑化したため、耐火構造等の壁として用いることのできる防火被覆を整理した（別紙参照）。

（2）防火被覆の適合確認について

耐火構造等の構造方法に用いられる次に示す防火被覆の適合確認について、これに関する留意事項を示すので、執務の参考とされたい。

① 強化セッコウボード

強化セッコウボードについては、ボード用原紙を除いた部分のセッコウの含有率が95%以上、ガラス繊維の含有率が0.4%以上、ひる石の含有率が2.5%以上のものに限っており、当該仕様への適合性は組成表等により確認できる。

② 鉄網軽量モルタル

鉄網軽量モルタルについては、既調合軽量セメントモルタルのうち、モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の8%以下のものに限っており、当該仕様への適合性は調合表等により確認できる。

③ 窯業系サイディング

窯業系サイディングについては、所要の性能を確保するために厚さが15mm以上（中空部を有する場合にあっては18mm以上、かつ、中空部を除く厚さが7mm以上）のものに限っているところであるが、表面の欠損や中空部の程度によっては、期待される性能を発揮することができない場合があることから、中空部の有無に応じて防火上支障がない場合を以下に示す。

イ 中空部を有しない場合 次の（i）及び（ii）に掲げる条件に適合するもの

- （i） 表面欠損による体積残存率 Rs が89%以上であること
- （ii） 表面の欠損がある部分の厚さが8.3mm以上であること

ロ 中空部を有する場合 次の（i）から（v）までに掲げる条件に適合するもの

- （i） 表面欠損による体積残存率 Rs が80%以上であること
- （ii） 中空率 Rv が32%以下であること
- （iii） 表面の欠損がある部分（中空部を含む）の厚さが9.6mm以上であること

(iv) 中空部から表面まで及び中空部から裏面までの厚さが3mm以上であること

(v) 表面欠損による体積残存率 Rs (100 (%)) を超える場合は、100 (%)) と中空率 Rv の関係が次の式を満たすこと

$$V(Rs/100 - 0.82*Rv/100) \geq 13.35*10^{-3}$$

体積残存率* $Rs = \begin{cases} V/(15*10^{-3})*100 (\%) \cdots \cdots \text{イの場合} \\ V/(18*10^{-3})*100 (\%) \cdots \cdots \text{ロの場合} \end{cases}$

中空率 $Rv = Vv/V_0 * 100 (\%)$

V 窯業系サイディングの単位面積あたりの体積 (m^3/m^2)

Vv 窯業系サイディングの単位面積あたりの中空部の体積 (m^3/m^2)

V_0 表面の欠損及び中空部がないと仮定した場合の窯業系サイディングの単位面積あたりの体積 (m^3/m^2)

* 表面の欠損がない厚さ15mm（中空部を有する場合は18mm）の窯業系サイディングに対して、どの程度体積の残存があるかを示す数値。

なお、上記の厚さに適合していることについては、日本窯業外装材協会の会員各社のホームページに掲載されている告示適合品の一覧により確認できる。

（3）直交集成板（CLT）などのパネル材の使用について

耐火構造等の壁における「間柱及び下地」及び床における「根太及び下地」に木材を使用することとしている場合について、耐火構造等の規定においては、壁の場合は「間柱及び下地」、床の場合は「根太及び下地」という内容になっているため、間柱や根太を有しない形状のパネル材（集成材、単層積層材又は直交集成板）の取扱いに疑義を生じていたところであるが、パネル材が下地のみを構成している場合であっても当該規定に適合するものと取り扱って差し支えない。

（4）防火被覆による耐火構造の壁における取合い等の部分の取扱いについて

防火被覆による耐火構造の壁について、取合い等の部分を部材の内部への炎の進入を有効に防止することができる構造とするものに限る旨を明確化したところであるが、こうした措置は、準耐火構造その他の構造方法において防火被覆を用いる場合に、一般的に対応されているものであることから、今般、確認的に規定したものである。

耐火構造等（壁）の防火被覆一覧

○耐火構造 平成 12 年建設省告示第 1399 号（間柱及び下地を木材又は鉄材）

| 屋内側被覆 | 屋外側被覆 |
|---|--|
| ① 強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせつこうの含有率を 95%以上、ガラス繊維の含有率を 0.4%以上とし、かつ、ひる石の含有率を 2.5%以上としたものに限る。以下同じ。）を 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42mm 以上のもの | ① 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42mm 以上のもの |
| ② 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36mm 以上のものの上に厚さが 8mm 以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの | ② 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36mm 以上のものの上に厚さが 8mm 以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの (①②は防火被覆の上に金属板等を張ったものに限る※1。) |
| ③ 厚さが 15mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50mm 以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの | ③ 厚さが 15mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50mm 以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの |

※ 1 : 金属板、軽量気泡コンクリートパネル、若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しくはしっくいを塗ったもの。以下同じ。

○一時間準耐火構造 平成 27 年国土交通省告示第 253 号（間柱及び下地を木材）

| 屋内側被覆 | 屋外側被覆 |
|--|--|
| ① 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42mm 以上のもの | ① 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42mm 以上のもの |
| ② 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36mm 以上のものの上に厚さが 8mm 以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの | ② 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36mm 以上のものの上に厚さが 8mm 以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの (①②は防火被覆の上に金属板等を張ったものに限る。) |
| ③ 厚さが 15mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50mm 以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの | ③ 厚さが 15mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50mm 以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの |
| ④ 厚さが 12mm 以上のせっこうボード（強化せっこうボード含む。以下同じ。）の上に厚さが 12mm 以上のせっこうボードを張ったもの | ④ 厚さが 18mm 以上の硬質木片セメント板 |
| ⑤ 厚さが 8mm 以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが 12mm 以上のせっこうボードを張ったもの | ⑤ 塗厚さが 20mm 以上の鉄網モルタル |
| ⑥ 厚さが 16mm 以上の強化せっこうボード | ⑥ 塗厚さが 20mm 以上の鉄網軽量モルタル（有機量が 8%以下のものに限る。以下同じ。） |
| ⑦ 厚さが 12mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 9mm 以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの | ⑦ 厚さが 35mm 以上の軽量気泡コンクリートパネル |
| ⑧ 厚さが 9mm 以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが 12mm 以上の強化せっこうボードを張ったもの | ⑧ 厚さが 12mm 以上の硬質木片セメント板の上に厚さが 10mm 以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの |
| ⑨ 厚さが 35mm 以上の軽量気泡コンクリートパネル | |

○一時間準耐火構造 平成 27 年国土交通省告示第 253 号（間柱及び下地を木材又は鉄材（木材のみを除く。））

| 屋内側被覆 | 屋外側被覆 |
|--|---|
| <p>① 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42mm 以上のもの</p> <p>② 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36mm 以上のものの上に厚さが 8mm 以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの</p> <p>③ 厚さが 15mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50mm 以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの</p> <p>④ 厚さが 12mm 以上のせっこうボードの上に厚さが 12mm 以上のせっこうボードを張ったもの</p> <p>⑤ 厚さが 8mm 以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが 12mm 以上のせっこうボードを張ったもの</p> <p>⑥ 厚さが 16mm 以上の強化せっこうボード</p> <p>⑦ 厚さが 12mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 9mm 以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの</p> <p>⑧ 厚さが 9mm 以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが 12mm 以上の強化せっこうボードを張ったもの</p> | <p>① 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42mm 以上のもの</p> <p>② 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36mm 以上のものの上に厚さが 8mm 以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの (①②は防火被覆の上に金属板等を張ったものに限る。)</p> <p>③ 厚さが 15mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50mm 以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの</p> <p>④ 厚さが 18mm 以上の硬質木片セメント板</p> <p>⑤ 塗厚さが 20mm 以上の鉄網モルタル</p> |

○準耐火構造 平成 12 年建設省告示第 1358 号（間柱及び下地を木材）

| 屋内側被覆 | 屋外側被覆 |
|--|--|
| ① 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42mm 以上のもの | ① 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42mm 以上のもの |
| ② 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36mm 以上のものの上に厚さが 8mm 以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの | ② 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36mm 以上のものの上に厚さが 8mm 以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの (①②は防火被覆の上に金属板等を張ったものに限る。) |
| ③ 厚さが 15mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50mm 以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの | ③ 厚さが 15mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50mm 以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの |
| ④ 厚さが 8mm 以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが 12mm 以上のせっこうボードを張ったもの | ④ 厚さが 18mm 以上の硬質木片セメント板 |
| ⑤ 厚さが 35mm 以上の軽量気泡コンクリートパネル | ⑤ 塗厚さが 20mm 以上の鉄網モルタル |
| ⑥ 厚さが 15mm 以上のせっこうボード | ⑥ 塗厚さが 20mm 以上の鉄網軽量モルタル |
| ⑦ 厚さが 12mm 以上のせっこうボードの上に厚さが 9mm 以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの | ⑦ 厚さが 35mm 以上の軽量気泡コンクリートパネル |
| ⑧ 厚さが 9mm 以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが 12mm 以上のせっこうボードを張ったもの | ⑧ 厚さが 12mm 以上の硬質木片セメント板の上に厚さが 10mm 以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの |
| ⑨ 厚さが 7mm 以上のせっこうラスボードの上に厚さ 8mm 以上せっこうプラスターを塗ったもの | ⑨ 厚さが 12mm 以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの |
| ⑩ 厚さが 8mm 以上のスラグせっこう系セメント板 | ⑩ 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 15mm 以上モルタル又はしつくいを塗ったもの |
| ⑪ 厚さが 12mm 以上のせっこうボード (⑩、⑪は非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の屋内側に張ったものに限る。) | ⑪ モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が 25mm 以上のもの |
| | ⑫ セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が 25mm 以上のもの |
| | ⑬ 厚さが 25mm 以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの |

○準耐火構造 平成12年建設省告示第1358号（間柱及び下地を木材又は鉄材（木材のみを除く。））

| 屋内側被覆 | 屋外側被覆 |
|--|--|
| ① 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上のもの | ① 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上のもの |
| ② 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が36mm以上のものの上に厚さが8mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの | ② 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が36mm以上のものの上に厚さが8mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの (①②は防火被覆の上に金属板等を張ったものに限る。) |
| ③ 厚さが15mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが50mm以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの | ③ 厚さが15mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが50mm以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの |
| ④ 厚さが8mm以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの | ④ 厚さが18mm以上の硬質木片セメント板 |
| ⑤ 厚さが15mm以上のせっこうボード | ⑤ 塗厚さが20mm以上の鉄網モルタル |
| ⑥ 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの | ⑥ 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの |
| ⑦ 厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの | ⑦ 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上のモルタル又はしっくいを塗ったもの |
| ⑧ 厚さが7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ8mm以上せっこうプラスターを塗ったもの | ⑧ モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの |
| | ⑨ セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの |
| | ⑩ 厚さが25mm以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの |

○防火構造 平成 12 年建設省告示第 1359 号（間柱及び下地を不燃材料）

| 屋内側被覆 | 屋外側被覆 |
|--|--|
| ① 厚さが 12mm 以上のせっこうボードの上に厚さが 9mm 以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの | ① 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42mm 以上のもの |
| ② 厚さが 9mm 以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが 12mm 以上のせっこうボードを張ったもの | ② 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36mm 以上のものの上に厚さが 8mm 以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの (①②は防火被覆の上に金属板等を張ったものに限る。） |
| ③ 厚さが 7mm 以上のせっこうラスボードの上に厚さ 8mm 以上せっこうプラスターを塗ったもの | ③ 厚さが 15mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50mm 以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの |
| ④ 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42mm 以上のもの | ④ 厚さが 18mm 以上の硬質木片セメント板 |
| ⑤ 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36mm 以上のものの上に厚さが 8mm 以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの | ⑤ 塗厚さが 15mm 以上の鉄網モルタル |
| ⑥ 厚さが 15mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50mm 以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの | ⑥ 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 10mm 以上モルタル又はしつくいを塗ったもの |
| ⑦ 厚さが 8mm 以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが 12mm 以上のせっこうボードを張ったもの | ⑦ 木毛セメント板の上にモルタル又はしつくいを塗り、その上に金属板を張ったもの |
| ⑧ 厚さ 9.5mm 以上のせっこうボード | ⑧ モルタルの上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が 25mm 以上のもの |
| ⑨ 厚さ 75mm 以上のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さ 4mm 以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの | ⑨ セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が 25mm 以上のもの |
| | ⑩ 厚さが 12mm 以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの |
| | ⑪ 厚さが 25mm 以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの |

○防火構造 平成12年建設省告示第1359号（間柱又は下地を不燃材料以外の材料）

| 屋内側被覆 | 屋外側被覆 |
|---|--|
| <p>① 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上のもの</p> <p>② 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が36mm以上のものの上に厚さが8mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの</p> <p>③ 厚さが15mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが50mm以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの</p> <p>④ 厚さが8mm以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの</p> <p>⑤ 厚さが35mm以上の軽量気泡コンクリートパネル</p> <p>⑥ 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの</p> <p>⑦ 厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの</p> <p>⑧ 厚さが7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ8mm以上せっこうプラスターを塗ったもの</p> <p>⑨ 厚さ9.5mm以上のせっこうボード</p> <p>⑩ 厚さ75mm以上のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さ4mm以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの</p> <p>⑪ 土塗壁で塗厚さが30mm以上のもの</p> | <p>① 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上のもの</p> <p>② 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が36mm以上のものの上に厚さが8mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板）を張ったもの (①②は防火被覆の上に金属板等を張ったものに限る。)</p> <p>③ 厚さが15mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが50mm以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの</p> <p>④ 塗厚さが20mm以上の鉄網軽量モルタル</p> <p>⑤ 厚さが35mm以上の軽量気泡コンクリートパネル</p> <p>⑥ 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板の上に厚さが10mm以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの</p> <p>⑦ 塗厚さが20mm以上の鉄鋼モルタル又は木ぞりしつくい</p> <p>⑧ 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしつくいを塗ったもの</p> <p>⑨ 土塗壁で塗厚さが20mm以上のもの（下見板を張ったものを含む。）</p> <p>⑩ 厚さが12mm以上の下見板（屋内側が土塗壁で塗厚さが30mm以上のものに該当する場合に限る。）</p> <p>⑪ 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板を張ったもの</p> <p>⑫ 厚さが15mm以上の窯業系サイディング（中空部を有する場合にあっては、厚さが18mm以上で、かつ、中空部を除く厚さが7mm以上のもの）を張ったもの</p> <p>⑬ モルタルの上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が25mm以上のもの</p> <p>⑭ セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が25mm以上のもの</p> <p>⑮ 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの</p> <p>⑯ 厚さが25mm以上のロックウール保溫板の上に金属板を張ったもの</p> |

8. 国住指第4470号（平成29年3月22日）
耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件等
の施行について（技術的助言）

国住指第4470号
平成29年3月22日

各指定確認検査機関（大臣指定）の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件等の施行について
(技術的助言)

耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）の一部を改正する件、主要構造部を木造とすることができます大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成27年国土交通省告示第253号）の一部を改正する件及び準耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1358号）の一部を改正する件は、いずれも平成29年3月21日に公布、同日に施行された。

については、これらの告示の運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

なお、各都道府県建築行政主務部長及び地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 制度の概要

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号及び第7号の2並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の3第1項第1号ロの規定により、それぞれ耐火構造、準耐火構造及び一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（以下「耐火構造等」という。）の構造方法については、一般的な基準として告示に定める仕様か、国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないこととされている。

2. 告示改正の概要

今般、国土交通大臣の認定を受けた耐火構造等の構造方法のうち、認定の実績が多く、一般に普及しているものについて、一般的な基準として告示に定めることができるように耐火構造等の検証を実施したところである。

当該検証の結果、一般的な基準として定めることができることが確認された次の仕様については、耐火構造の構造方法を定める件等を改正し、一般的な基準として追加することとした。また、これに併せ、所要の規定の整備を行ったところである。

① 耐火構造の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1399号)

| 区分 | 部位 | 構造 | 防火被覆 |
|---------------|------|----|-----------------------------|
| 耐火構造 (1時間) | 柱・はり | 鉄骨 | 吹付けロックウール(かさ比重0.3以上)35mm以上 |
| | | | けい酸カルシウム板(かさ比重0.35以上)20mm以上 |
| | | | 軽量気泡コンクリートパネル35mm以上(柱のみ) |
| | 床 | | 軽量気泡コンクリートパネル100mm以上 |

② 主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件(平成27年国土交通省告示第253号)

| 区分 | 部位 | 防火被覆 |
|--------------|----|---|
| 1時間 準耐火構造 | 軒裏 | 鉄網軽量モルタル(有機量8%以下)20mm以上 |
| | | 硬質木片セメント板12mm以上+鉄網軽量モルタル(有機量8%以下)10mm以上 |

③ 準耐火構造の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1358号)

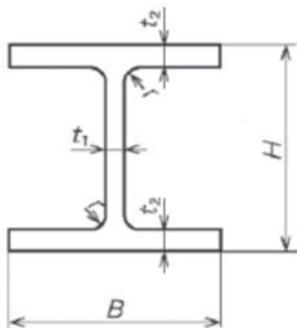
| 区分 | 部位 | 防火被覆 |
|-------|----|--|
| 準耐火構造 | 屋根 | 強化せっこうボード15mm以上 |
| | | ロックウール(かさ比重0.024以上)又はグラスウール(かさ比重0.024以上)50mm以上+強化せっこうボード12mm以上 |
| | | せっこうボード総厚21mm以上(2枚以上張ったもの) |
| | | せっこうボード12mm以上+ロックウール吸音板9mm以上 |

3. 建築確認に際しての留意事項

建築確認に際しては、主要構造部の法適合性について、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表二に規定する「耐火構造等の構造詳細図」に明示された「主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法」により本規定への適合について確認することとなる。これに関連する留意事項を以下に示すので、貴職における執務の参考とされたい。

(1) H形鋼の厚さ制限について

今般の改正で耐火構造(1時間)の柱及びはりにおいて、鉄骨に防火被覆を設けた仕様を追加することとした。当該仕様は下地となる鉄骨の鋼材の厚さを制限しているところであるが、特にH形鋼については、鋼材の厚さが一律でないことから、平均厚さに相当する「断面積を加熱周長で除した数値」を用いて規定することとした。H形鋼の断面積及び加熱周長の算定式を次に示す。



| | |
|------------------------|---|
| 断面積 (mm ²) | $t_1(H-2t_2)+2Bt_2+\{(2r)^2-\pi r^2\}$ $=t_1(H-2t_2)+2Bt_2+0.858r^2$ |
| 加熱周長 (mm) | 柱の場合 $2(H-2r)+2B+2(B-(t_1+2r))+2\pi r$ $=2H+4B-2t_1-1.716r$ |
| | はり(3面加熱)の場合 $2(H-2r)+B+2(B-(t_1+2r))+2\pi r$ $=2H+3B-2t_1-1.716r$ |

なお、一般的な規格である「柱：300×300×10×15」、「はり(3面加熱)：400×200×8×13」として使用されている鋼材については、その「断面積を加熱周長で除した数値」が、告示で示す値を満たすものであることを申し添える。

(2) 床を支持するはりの取扱いについて

耐火構造(1時間)の床に追加することとした「厚さが100mm以上の軽量気泡コンクリートパネル」の仕様は、当該軽量気泡コンクリートパネルが床としての所要の性能を確保していることを示しているものであって、それを支持するはりの仕様については言及していない。従って、本規定に基づく耐火構造の床を支持するはりについては、別途、それ自体を耐火構造とする必要があることに留意されたい。

9. 耐火構造の構造方法を定める件
(平成12年建設省告示第1399号) 等の一部
を改正する告示案に関する意見募集の結果
について (平成28年3月30日)

平成 28 年 3 月 30 日

<問い合わせ先>

住宅局建築指導課

代表 03-5253-8111

耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百九十九号）等の一部を
改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、平成 28 年 1 月 13 日（水）から平成 28 年 2 月 11 日（木）までの期間において、標記意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願ひいたします。

○耐火構造の構造方法を定める件(平成十二年建設省告示第千三百九十九号)等の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見と国土交通省の考え方

※ 1 1 の個人・団体からご意見をいただきました。

※ とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

※ 本告示と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせて頂きます。

| パブリックコメントにおける主なご意見 | 国土交通省の考え方 |
|--|--|
| 耐火構造の壁の防火被覆が設けられたものに、準耐火構造等と同様に、防火被覆の取合いの部分、目地の部分等の裏側に当て木を設けるなど内部への炎の侵入を防止する措置を講ずる必要があるのではないか。 | ご指摘を踏まえ、修正致しました。 |
| 防火構造の告示(平成12年建設省告示第1359号)において、不燃材料以外の材料(木下地)の屋外側の防火被覆として軽量気泡コンクリートパネル35mmが記載されていない。 | |
| 防火構造の告示(平成12年建設省告示第1359号)において、不燃材料以外の材料(木下地)の屋外側の防火被覆として鉄網軽量モルタル20mmが記載されていない。 | |
| 「けい酸カルシウム板」は「繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板)」と修正すべきではないか。 | |
| 防火構造の告示(平成12年建設省告示第1359号)においても、せっこうボードについて、強化せつこうボードを含む旨記載すべき。 | |
| 「塗厚さが二千ミリメートル以上の鉄網モルタル又は木すりしつくい」から「鉄網モルタル塗又は木すりしつくい塗りで塗厚さが二千」 | 他の規定の内容を踏まえて、表現の適正化を行いました。なお、塗厚さに関する規定はこれまでと同様に、鉄網モルタルと木すりしつくい |

| | | | | | |
|---|--|---|---|--|---|
| <p>ミリメートル以上のもの」と変更した理由は何か。 また、今回の改正で、木ずりしつくいの厚みは規定なしになつたと解釈してよいか。</p> | <p>モルタルの塗厚さについて、防水紙の重ねや水切板金の立ち上がり箇所などは一般部に比モルタルの塗厚さが薄くなる場合があるが、本告示の「塗厚さが20mm以上」という規定は、すべての箇所において最低20mm塗らなくてはいけないという解釈でよいか。</p> | <p>今回防火被覆として追加された仕様のうち、軽量気泡コンクリートペネル 35mm 以上、鉄網軽量モルタル 20mm 以上、硬質木片セメント板 12mm 以上 + 鉄網軽量モルタル 10mm 以上、硬質木片セメント板 12mm 以上、窯業系サイディング 15mm (中空部を有するものは 18mm) 以上のものは、下地等が木材の場合に限っているが、下地等が鉄材の場合でも適用できるよう検討していただきたい。</p> | <p>準耐火性能及び防火性能を確かめる耐火試験は、加熱開始から一定時間経過するまでの延焼抑制の性能を確かめるものであるため、耐力が急激に減少する温度が異なる木材と鉄材について、どちらか一方の試験で木材及び鉄材両方の性能が確認されるものではありません。今回、これまでの大臣認定の実績等を踏まえ、下地等が木材のものについて耐火試験を行って性能が確認できたものを告示仕様として位置づけることとした。今後、市場におけるニーズが多いと考えられるものについては、必要に応じて順次告示化を検討してまいります。</p> | <p>厚さの単位が「センチメートル」から「ミリメートル」に変更されているが、センチメートル表記のままの箇所も見られるため、「ミリメートル」への統一をご検討頂きたい。</p> | <p>準耐火構造の屋根や軒裏にも、厚さが 35mm 以上の軽量気泡コンクリートペネルが使用できるよう検討していただきたい。</p> <p>防火構造の軒裏にも、厚さが 15mm 以上の窯業系サイディングが使用できるよう検討していただきたい。</p> |
|---|--|---|---|--|---|

| | |
|---|--|
| 耐火構造の床にも、軽量気泡コンクリートパネルが使用できるよう検討していただきたい。 | |
| 防火構造の防火被覆である「硬質木片セメント板」と「繕業系サイディング」について、金具止め張りの場合も適用できると解しているが、よろしいか。 | 防火被覆の留め付けについては、防火上支障がないよう処理することなります。 |
| 繕業系サイディングは、タイル調などの柄や構があるものが一般的であるが、溝深さがどの程度のものまで認められるのか。 | 繕業系サイディングの欠損率等については、防火上支障がない範囲を技術的助言で示すこととします。 |

10. 耐火構造の構造方法を定める件
(平成12年建設省告示第1399号) の一部
を改正する告示案等に関する意見募集の結果
について (平成29年3月21日)

平成 29 年 3 月 21 日
<問い合わせ先>
住宅局建築指導課
代表 03-5253-8111

耐火構造の構造方法を定める件 (平成 12 年建設省告示第 1399 号) の一部
を改正する告示案等に関する意見募集の結果について

国土交通省では、平成 29 年 1 月 5 日（木）から平成 29 年 2 月 5 日（日）までの期間において、標記意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願ひいたします。

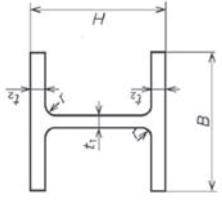
○耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）の一部を改正する告示案等に関する意見募集に寄せられたご意見と国土交通省の考え方

※12の個人・団体からご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

※本告示と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせて頂きます。

【耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）に関するご意見】

| パブリックコメントにおける主なご意見等 | | 国土交通省の考え方 |
|-------------------------------|---------------------|---|
| 「断面積を加熱周長で除した数値」の算定方法を示してほしい。 | | H形鋼については、鋼材の厚さが一律でないことから、平均厚さに相当する「断面積を加熱周長で除した数値」を用いて規定しており、所要の性能が確認できた仕様であって一般的な規格（柱：300×300×10×15、はり（3面加熱）：400×200×8×13）を基準として、制限値を導出しています。断面積及び加熱周長の算定式を次に示します。 |
| 加熱周長 (mm) | 柱の場合 はり（3面加熱）の場合 |  $\begin{aligned} \text{断面積 (mm}^2\text{)} &= t_1(H-2t_2) + 2Bt_2 + \{(2r)^2 - \pi r^2\} \\ &= t_1(H-2t_2) + 2Bt_2 + 0, 858r^2 \end{aligned}$ $\begin{aligned} 2(H-2r) + 2B + 2(B-(t_1+2r)) + 2\pi r \\ = 2H + 4B - 2t_1 - 1, 716r \end{aligned}$ $\begin{aligned} 2(H-2r) + B + 2(B-(t_1+2r)) + 2\pi r \\ = 2H + 3B - 2t_1 - 1, 716r \end{aligned}$ |

| | |
|---|--|
| 吹付けロックウールの吹付け厚さ及び比重を制限する数値が大臣認定仕様と異なる。 | 施工条件等を細かく設定している大臣認定とは異なるため、性能に余裕を見込んで評価しています。 |
| 吹付けロックウールの取合い等の部分は裏面に当て木を設ける等の措置を行うこととされているが、不要ではないか。 | 防火被覆に取合いや目地等がない構造については、「取合い等の部分」に該当する部分を有しないものとして取り扱って差し支えありません。 |
| 柱の防火被覆として、軽量気泡コンクリートパネルとい酸カルシウム板を組み合わせることは差し支えないか。 | 施工方法が一般化されておらず、仕様を組み合わせて適用することは想定しない。 |
| 床に追加された仕様「厚さが 100 mm以上の軽量気泡コンクリートパネル」について、軽量気泡コンクリートパネルを支持するには防火被覆が必要か。 | ご指摘のあった仕様はメンブレン工法による仕様ではありません。耐火構造の床を支持するには、別途、耐火構造とする必要があります。 |
| 床に追加された仕様「厚さが 100 mm以上の軽量気泡コンクリートパネル」は、木造の一時間準耐火構造及び準耐火構造にも適用できます。 | ご指摘のあった仕様は耐火構造の仕様であるため、一時間準耐火構造及び準耐火構造にも適用できます。 |
| はりに追加された仕様について、鉄骨にスリーブを設け配管を貫通させる場合、どのような措置を講ずべきか。 | はりに設けるものと同等の防火性能を有する防火被覆を貫通孔に設ける必要があります。 |
| はりに追加された仕様について、4 面から加熱されるものにも適用できるか。 | 4 面から加熱されるものについては、H形鋼の「断面積を加熱周長で除した数値」を 6.7 以上とする必要があります。ご指摘を踏まえ、修正しました。 |
| 【準耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1358号）に関するご意見】 | |
| パブリックコメントにおける主なご意見等 | 国土交通省の考え方 |
| 「厚さが 12 mm以上の強化せつこうボードの上に厚さが 50 mm以上のロックウール又はグラスウールを張ったもの」について、他の仕様の表現と比べて、防火被覆における材料の位置関係が逆になっている。 | ご指摘を踏まえ、表現の適正化を行いました。 |

| | |
|---|--|
| 「厚さが9mm以上のせつこうボードの上に厚さが12mm以上のせつこうボードを張ったもの」について、9mmと12mmのどちらを上張りとしてもよいか。 | 貴見のとおりです。表現の適正化を行いました。 |
| 屋根に追加された仕様について、屋根ふき材は制限されないと解釈してよいか。 | 屋内側の部分又は直下の天井に設ける防火被覆によって、令第107条の2に規定する屋根の準耐火性能を確保しており、屋根ふき材は規制されません。ただし、防火地域、準防火地域、法第22条による指定区域に該当する場合等、別途、屋根ふき材に必要とされる性能が求められる場合があります。 |
| 屋根に追加された仕様について、直下の天井に埋め込み式の照明、換気、空調等の機器を設ける場合は、どのような措置を講ずべきか。 | 天井の開口部の防火設計については、「準耐火建築物の防火設計指針」(財団法人日本建築センター編集・発行(平成6年))を参考にされたい。 |
| 「一時間準耐火構造告示」と改正すると、どの告示を指すのか不明確になるのではないか。 | 既に第1第1号ハ(1)(i)において「平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号(以下「一時間準耐火構造告示」という。)」と規定していることに伴う形式的改正であり、どの告示を指しているかは明確であると考えています。 |

